

○盛岡未来技術地域実装協議会～マルチモノ盛岡推進協議会～規約改正

令和4年11月30日制定

改正 令和5年6月30日

令和8年2月16日

盛岡未来技術地域実装協議会～マルチモノ盛岡推進協議会～規約

(名称)

第1条 本会は、盛岡未来技術地域実装協議会（以下「協議会」という。）と称し、別称を「マルチモノ盛岡推進協議会」とする。

(目的)

第2条 本協議会は、盛岡近郊を中心とする地域におけるデジタル技術をはじめとする未来技術の導入等を支援することにより、社会課題の解決、デジタル人材の育成及び地元定着、地場企業等による未来技術の実装、IT関連産業のさらなる集積等を促進し、盛岡地域の産業の高付加価値化を実現することを目的とする。

(協議会)

第3条 協議会は、目的に賛同する民間事業者、学術機関、産業支援機関、行政機関その他の団体をもって構成する。

2 協議会の会員となることを希望する者は、別に定める加入申込書を会長に提出し、承認を得るものとする。

(事業)

第4条 協議会は、その目的を達成するため、次のことを行う。

- (1) 未来技術社会実装支援
- (2) デジタル人材育成支援
- (3) 多様な主体の交流促進
- (4) 地域の取組に関する情報共有
- (5) 前各号のほか、協議会がその目的を達成するために必要があると認めた事業

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 監事 1名

2 会長は、会員の中から互選により選任する。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長及び監事は、会員の中から会長が指名し、協議会の同意を得て選任する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

- 6 監事は、協議会の財務を監査する。
- 7 役員の任期は、選任された日から翌々年度の会議が開催される日までとする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集する。

- 2 会議は、会員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。ただし、委任状の提出をもって、出席に代えることができる。
- 3 会長は、会議の議長となる。
- 4 会議の議事は、出席会員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 会長は、必要に応じて、会員以外の者をオブザーバーとして出席させ、意見を求めることができる。

(分科会)

第7条 協議会は、効果的な事業の推進を図るため、分科会を設置することができる。

- 2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が協議会に諮って別に定める。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、第3条第1項に定める構成団体のうち、会長が協議会に諮って別に定める団体内に置く。

- 2 事務局に事務局長及び事務局員若干名を置く。
- 3 事務局長及び事務局員は、第3条第1項に定める構成団体から会長が指定した者をもって充てる。

(経費)

第9条 協議会の経費は、会費、負担金、寄附金その他の収入をもって充てる。ただし、令和7年度までは、盛岡市の予算による事業に協力する形で、各事業に取り組むものとする。

- 2 民間事業者の会員は、年会費3万円を納入しなければならない。ただし令和7年度までは活動基盤構築のため年会費は無料とする。

(監査)

第10条 協議会の決算については、監事の監査を経なければならない。

(会計年度)

第11条 会計は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

- 2 協議会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定めるほか、盛岡市の財務に関する規則等を準用する。

(補則)

第12条 この会則に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、令和4年11月30日から施行する。

- 2 令和8年3月31日に在職する役員の任期は、第5条第7項の規定にかかわらず、同日までとする。
- 3 令和8年2月16日に選任された役員の任期は、第5条第7項の規定にかかわらず、令和8年4月1日から令和9年度の会議が開催される日までとする。ただし、再任を妨げない。

附 則

この規約は、令和5年6月30日から施行する。

附 則

この規約は、令和8年2月16日から施行する。

